

特定生産緑地（泉南市）の指定解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

番号	位置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地の解除面積	図面 番号
1	信達市場地内	信達市場12号	0.1ha	①

「区域は特定生産緑地（泉南市）解除図表示のとおり」